

2007年11月21日

農林水産省
消費・安全局表示・規格課
御中

「JAS法の品質表示の適用範囲の拡大について」(食品の業者間取引の表示のあり方検討会とりまとめ) に対する意見

(法人名) 日本生活協同組合連合会
(所在地) 〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

「JAS法の品質表示の適用範囲の拡大について」(食品の業者間取引の表示のあり方検討会とりまとめ) が示された件について、以下の意見・要望を提出いたします。

記

1. JAS法の適用範囲の拡大は必要です

今回、JAS法の品質表示にあたって適用範囲を拡大し、原料供給者間の取引についても対象とすることが提案されていますが、これは、加工食品の原料供給者の不正行為等を抑止するためにも、また、消費者の食品表示に対する信頼を回復する上で必要な措置であると考えます。

2. 容器・包装以外の規格書等の表示は適当ですが、方法については一定の指針が必要です

容器・包装以外に規格書等の表示を有効とすることは、現状の商習慣に即しているものとして妥当であると考えます。

同時に、規格書等を用いた業者間取引における表示システムを適切に運用している実例等を紹介することによって、より有効な表示方法が普及するよう、行政としての取り組みを検討してください。

3. 「規格書等」の保管の義務化と保管期限の設定が必要です

立入り検査や抜き打ち検査等に対応するために、「⑤書類の整理及び保管」については法的に義務付け、「規格書等」の保管期間を定めることが必要です。少なくとも当該原料を使用した最終加工食品の賞味期限を超えるまで、規格書等の開示等に応じられる体制を担保することが必要です。

また、文書の管理にあたっては、大量の文書保管が必要と想定されることから、電子的

な保管方法等の提示が必要です。

4. 表示内容確認のための検査実施と検査法の開発・普及が必要です

表示に疑義がある場合、表示内容を科学的に検証することが求められます。食品偽装が行われる可能性の高い食品群に対する検査を、優先順位をつけて計画的に進めることが必要です。また、検査を必要とする食品群に関する検査法を開発し、検査技術の普及を進めてください。

5. 食品表示の監視計画の作成と進捗状況の公開が必要です

「2. 業者間取引への適用拡大に伴う課題と対応方策」について、3つの目標が掲げられていますが、いずれも具体的な数値目標が設定されていません。抜き打ち検査の頻度あるいは実施数・予算や対象事業者数など、数値目標や目標達成期限を明記した監視計画の作成が必要と考えます。また、計画の進捗状況について定期的にホームページ等で広く国民に公開してください。

6. 事業者に対する周知徹底と指導が必要です

今回の適用範囲の拡大に伴って、JAS法や食品の安全性・品質表示に関する法律・ガイドラインについて、事業者にも周知徹底することを求めます。また、事業者からの表示に関する相談窓口の強化を要望します。

7. 表示を規定する法律と管轄する行政組織を一本化するための検討が必要です

2002年雪印偽装事件を受けて設けられた「食品の表示制度における懇談会」では、現行の食品制度における問題点として、表示制度に基づく項目や内容が府省ごとに決定されているため統一性に欠けていることが指摘されています。この点については、標記懇談会の結論として早急な検討が求められましたが、いまだに具体的な検討は行われていません。

あらためて、食品の表示全般に関わって統一した「食品表示法（仮）」の整備を含め、食品表示について一元的な管理を行う行政の組織体制について、すみやかに検討を始めることを要望します。